

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

根 抱 条 項：第13条

処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業者に対する指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：別紙1のとおり。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）

備 考：

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

根 抠 条 項：第15条第2項第1号

処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業者に対する指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：別紙1のとおり。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）

備 考：